

災害復旧工事における書類及び検査の取り扱いについて

災害復旧工事において、早期の復旧を図るため、工事書類及び検査の取り扱いを次のとおりとします。

1 緊急工事における工事書類等の簡素化

緊急工事とは、発災直後の道路啓開、埋塞土砂撤去又は大型土嚢の設置など緊急的な対応の工事で、永久構造物等の引渡しを受ける目的物がない災害復旧工事とする。

緊急工事の監督及び検査において、発注者は受注者に工事書類及び写真を過度に求めないよう留意する。

土木工事における施工管理は、「土木工事施工管理基準 広島県（最新版）」に準じ、次のとおり取り扱うものとする。

なお、「土木工事施工管理基準 広島県（最新版）」以外の基準で施工管理を行う場合は、その基準に準じたうえで同等に取り扱うこと。

(緊急工事における施工管理)

(1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート方式等による工程管理は、省略することができる。

(2) 出来形管理、品質管理

管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていないものについては、監督職員と協議の上、管理を行うものとする。

(3) 写真管理

「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

また、より緊急性の高い工事の場合は、小黒板の写し込みを省略できるものとする。

2 施工計画書の簡素化

当初請負代金額4,000万円未満の災害復旧工事においては、施工計画書の記載事項の一部省略をできるものとする。

土木工事における記載事項は、「土木工事共通仕様書 広島版（最新版）」に準じ、次表のとおりとする。

土木工事以外の工事においては、関係仕様書に準じたうえで同等に取り扱うこと。

ただし、監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載をする。

なお、記載を省略できる事項は、施工計画書の記載の省略であり、当該事項について各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。

受注者は、実施状況を適宜整理し、発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示しなければならない。

(災害復旧工事における施工計画書の記載事項)

記載を省略することができる事項	記載が必要な事項
(4) 指定機械 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (15) その他 (17) 現場環境改善等の実施内容 (18) 安全・訓練の活動計画	(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織票 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (16) 段階確認に関する事項

3 工事成績評定の対象工事の緩和

災害復旧工事における工事成績評定の対象工事は、呉市請負工事成績評定要領第2条の規定に基づき、次のとおりとする。

(災害復旧工事における評定の対象)

当初請負代金額が4,000万円以上の災害復旧工事とする。

ただし、永久構造物等の引渡を受ける目的物がない災害復旧工事は工事成績評定の対象外とする。

4 検査員の指定

災害復旧工事における検査員の指定は、呉市請負工事等検査規程第4条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

(災害復旧工事における検査員の指定基準)

- (1) 請負代金額が250万円以上の災害復旧工事
呉市請負工事等検査規程第3条第1項第1号に掲げる職員
- (2) 請負代金額が250万円未満の災害復旧工事
呉市請負工事等検査規程第3条第1項第2号に掲げる職員
- (3) 1に定義する緊急工事
呉市請負工事等検査規程第3条第1項第2号に掲げる職員

[参考：工事検査の形態]

当初 請負代金額	災害復旧工事			通常工事
	本復旧工事		緊急工事※1	
	目的物※2 あり	目的物※2 なし		
4,000万円	技術監理室 (評定あり)		工事担当課 (評定なし)	技術監理室 (評定あり)
500万円	技術監理室 (評定なし)	技術監理室 (評定なし)		技術監理室 (評定なし)
250万円	工事担当課 (評定なし)	工事担当課 (評定なし)		工事担当課 (評定なし)

上段：検査員の指定基準
下段：(工事成績評定の対象)

※1 「緊急工事」とは、発災直後の永久構造物等の引渡を受ける目的物がない災害復旧工事をいう。
 ※2 「目的物」とは、永久構造物等の引渡を受ける目的物をいう。

5 そのほか

大規模な災害等で、上記の取り扱いでは早期の復旧を図ることが望めない場合は、別途に取り扱いを定めて通知するものとする。

6 適用

令和5年4月1日以降に入札公告・指名する工事から適用